

平成24年3月31日

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 遠藤勝裕 殿

独立行政法人日本学生支援機構
機関保証制度検証委員会
委員長 三隅隆司

平成23年度機関保証制度検証委員会の審議結果について

機関保証制度検証委員会設置要項（平成20年9月12日理事長裁定）に基づき、当委員会において、機関保証制度の審議結果を取りまとめましたので、別紙のとおり報告します。

平成23年度機関保証制度検証委員会審議経過

第1回

開催日 平成23年12月15日（木）

議題

- （1）返還金回収状況等について
- （2）返還金回収促進策の概要等について
- （3）機関保証制度の運用状況等について
- （4）日本国際教育支援協会における機関保証事業について
- （5）機関保証制度に係る現状及び将来のリスク分析について
- （6）自由討議
- （7）今後の日程について

第2回

開催日 平成24年1月26日（木）

議題

- （1）機関保証制度に係る現状及び将来のリスク分析報告
- （2）自由討議
- （3）次回日程について

第3回

開催日 平成24年2月24日（金）

議題

- （1）機関保証制度に係る現状及び将来のリスク分析報告（追加報告）
- （2）平成23年度機関保証制度検証委員会報告書の方向性について
- （3）次回日程について

第4回

開催日 平成24年3月26日（月）

議題

- （1）平成23年度機関保証制度検証委員会報告書のとりまとめ
- （2）その他

平成 23 年度機関保証制度検証委員会報告書

1. 外部シンクタンクによる財政収支シミュレーションの結果

(1) 「適状代弁率」(※1) の推計

「適状代弁率」の推計手法については、これまで、機関保証制度に係る回収実績のデータの蓄積に応じて、機宜を得た推計手法を適用し分析を行ってきたところであるが、いずれの手法も、機関保証制度に係る回収実績のデータの不足から、長期的な推計には、人的保証に係る回収実績のデータに依存せざるを得なかった。

本年度は、機関保証制度に係る概ね4年分の回収実績データが蓄積されたことを踏まえ、5年目以降の推計において、人的保証の回収実績に依存せず、かつ、一層精度の高い推計手法の適用を検討した。

その結果、機関保証制度の健全性を検証するためには、「適状代弁率」を長期的な視点で推計する必要があり、その手法として「ハザード関数法」(※2)が妥当であると判断した。

「ハザード関数法」を用いた本年度の「適状代弁率」推計の結果は、昨年度に比べて一般的に低下しており改善状況が見られたことから、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が実施しているさまざまな返還促進施策が効果的に機能していると考えられる。なお、昨年度の推計方法を用いた場合でも、改善状況が見られた。

(※1) 「適状代弁率」

適状代弁率とは、貸与終了後経過年数毎に、代位弁済の適状(延滞が13月に到達)となる債権数の割合を示すものである。

(※2) 「ハザード関数法」

ハザード関数を用いた推計手法である。ハザード関数とは、企業のデフォルト率等の推計に使用されることが多く、過去の実績傾向(分布)から将来を推計するための関数であるため中・長期的な推計に適している。

(2) 回収施策効果の分析

今回の分析では、特に延滞の抑止効果が現れている「回収プロセスの早期化」(延滞早期における督促の集中的実施、サービサーへの回収委託の推進)及び「個人信用情報機関の利用」の効果について分析したところ、適状代弁リスクの軽減に寄与することが確認された。

(3) 財政収支シミュレーション結果

「回収プロセスの早期化」及び「個人信用情報機関の利用」の効果を織り込み、向こう25年間（平成48年度まで）の財政収支シミュレーションを行ったところ、現状の保証料等のスキームで収支相償が実現できる結果を得た。

なお、本年度の財政収支シミュレーションでは、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）における保証金の運用利率を協会における運用実績等を踏まえたものとしたこと、また、協会における求償権の回収率についても求償権発生後経過年毎に設定し、昨年8月から開始されたサービサーによる求償権の回収等を反映したこと等、一層現状に沿ったものとした。

2. 本委員会における検討結果について

(1) 機構における返還金の回収及び協会における求償権の回収について

ア 機関保証制度の財政収支の健全性の確保は、機構における返還金の回収及び協会における求償権の回収に影響される。このことは昨年度の機関保証制度検証委員会報告書で述べられているところである。

イ 機構における返還金の回収については、「回収プロセスの早期化」及び「個人情報情報機関の利用」の代位弁済の抑制効果が確認された。今後もその効果が向上することを期待する。

ウ 協会における求償権の回収については、これまで被代弁者に対して「代位弁済通知書」を送付し、一括返還を求めるとともに今後の返済等についてアンケート（現状調査）も行い被代弁者の支払能力に応じた回収を実施してきた。平成23年度からは、それらの対応に無応答の者等を対象として、サービサーへの委託による回収を開始している。今後ともサービサーへの委託等による回収強化を図り、継続的に実施するとともにその回収実績を注視しつつ、回収率が向上することを期待する。

エ 回収については、平成23年3月に発生した東日本大震災によって返還が困難になった者の影響が考えられる。また、機構においては、被災地域における延滞者への督促架電の停止や被災を理由としての返還期限の猶予を行っている。協会においても、被災した地域に居住する返済者について、サービサーへの回収委託を停止し、震災により被害を受け求償債務の返済が困難である場合、申請によって返済期限の猶予を認める扱いをしている。さらに、返済期限猶予の申請も返済もない者についても、返済の督促を停止している。

なお、被災地域における延滞者の代位弁済について留保しているが、このことは、財政収支シミュレーションには影響を及ぼさない。

(2) 財政収支シミュレーションについて

本年度、財政収支のシミュレーションにおいて、最も重要なパラメータとなる「適状代弁率」について、「ハザード関数法」により機関保証制度に係る回収実績データをもとに

推計を行ったこと、また、協会における保証金の運用利率、求償権の回収率等のパラメータをより現状に沿ったものとしたこと等によって精度の向上が図られた。

その結果、機構の返還促進施策の効果等を織り込み、向こう25年間（平成48年度まで）の財政収支シミュレーションを行ったところ、現状の保証料等のスキームで、財政的な健全性が維持される可能性が高いことが確認された。

しかし、就職・雇用等の経済環境は、厳しい状況が続いており、こうした状況が機構及び協会における回収に影響を及ぼすこと等外的な要因による影響も想定される。また、東日本大震災への対応として、機構では、国の教育施策としての配慮から、家計急変に伴う奨学金の緊急採用・応急採用を行うとともに、機構、協会とも前述の措置を講じており、これらの対応が今後の回収に与える影響についても注視する必要がある。これらのことから、財政収支の健全性については、引き続き検証することが必要と考える。

「適状代弁率」の推計については、継続性の観点からも本年度適用した「ハザード関数法」を引き続き適用し、今後もデータが蓄積されていくことによって、一層精度が高まることを期待する。

（3）新たに取り組むべき課題とその対応の方向性

ー財政収支の健全性が維持される可能性が高いことを踏まえ、新たにに取り組むべき課題についてー

機関保証制度は、①人的保証を受けられない者に替わる保証制度を提供することで、学生が自立し自らの意思と責任において学ぶことを支援すること、併せて、②奨学金に係る保証の在り方を改善し返還をより確実にすることを主な目的として、人的保証に加えて創設されたものである。

機関保証制度が創設された当初は、機構における返還金の回収が十分に進まない状況であったため、機関保証制度の財政収支の健全性を維持できるかどうか大きな課題となっていた。

しかし、今回の検証において機構における返還金の回収状況の改善をはじめ協会による回収努力等により、財政収支の健全性が維持される可能性が高いことが確認できた。

機関保証制度加入率は、制度創設以来上昇を続けており、平成23年度奨学金採用者で約半数（46.4%）が機関保証を選択している。

この上昇に伴い機関保証対象の返還者は継続的に増加することとなる。

そのような状況において、上記①②の目的に沿ったものとしての機関保証制度を維持していくためには、規模の拡大への対応が大きな課題となることから、両機関においては、更に密接に連携し事務処理の効率化等を推進することが重要であると考えられる。